

○財務省告示第三百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百九

十八回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に  
の法律及びそ 関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

五

方募

イ

ロ

ハ

入札発競争行債及市参第Ⅱ非  
 入札発競争行債及市参第Ⅰ非  
 入札発競争行債及市参第Ⅱ非  
 入札発競争行債及市参第Ⅰ非  
 入札発競争行債及市参第Ⅱ非  
 入札発競争行債及市参第Ⅰ非

と競争するものによる発行（以下「非  
 競争入札」という。）は、競争入札  
 であつて、同時に発行されるもの  
 であつて、同時に発行されるもの  
 を定めるものによる発行（以下「非  
 一、国債市場特別参加者による発行  
 価格競争入札」という。）及び  
 び価格競争入札の募入の決定を  
 した後に行われる入札であつ  
 て、財務大臣が各国債市場特別  
 参加者ごとに応募限度額を定め  
 るものによる発行（以下「非  
 市場特別参加者・第Ⅱ非価格競  
 争入札」という。）

各申込みの応募額を割り当てる。  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により

七  
払  
込  
金  
額

行争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競II加場

でた条特  
二千付一會  
四国項の計  
十四債に規  
億つ定する  
円いて基  
、づき第  
額発行十  
面金行十六  
額し六

二

行争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競I加場

でた条特  
二千付一會  
百五項の計  
十三債に規  
億つ定する  
円いて基  
、づき第  
額発行十  
面金行十六  
額し六

ハ

札非  
発競  
行争  
入

でた条特  
三利一會  
十二国項の計  
億九千三百  
万圓  
に規定する  
、づき第  
額発行十六  
面金行十六  
額し六

ロ

額た条億はき第  
で利第一千五面  
千付一十百金  
百国債の規  
億に定する  
八千五百八  
十五万圓

額た条億はき第  
で利第一千五面  
千付一十百金  
百国債の規  
億に定する  
八千五百八  
十五万圓  
に規定する  
、づき第  
額発行十六  
面金行十六  
額し六

六  
イ  
発  
行  
競  
争  
額

入価  
札格  
発競  
行争  
額

う、額面金額で二兆三千八百二億圓  
財政運営のため、公債の発行の  
特例等に関する法律第二十一条の  
項の規定に基づき発行した利付  
国債に、特別会計に関する法律第十  
五万八千六百一十億九千九百十  
兆四千八百六十一億九千九百十  
第四十六万八千六百一十億九千九  
百十兆四千八百六十一億九千九百  
十兆四千八百六十一億九千九百十  
億、額面金額で七千八百三十九  
億五千五百圓、同法第六十二条  
第一条の項の規定に基づき発行し  
た利付国債について



十 十  
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
期 札 格 第 参 市 及 入  
利 発 競 II 加 場 び 札  
子 率 行 争 非 者 特 国 発

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十 十  
七 六 五

償 償  
還 還  
金 金  
支 支  
額 額  
限 限

十  
九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 成 二 十 二 年 十 一 月 十 五 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 額 平 成 二 十 四 年 十 一 月 十 五 日  
本 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

る い 日 毎  
利 て を 年  
子 、 そ の 日 五  
を の 日 以 月  
支 の 前 六 月 間 に 属 す  
払 う 。 各 支 払 期 に お

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

規 下 は 期 た 期 平 年  
定 、 が 金 と 成 ○  
す 次 そ の 銀 額 し 、 二 ・  
る 号 の 行 を を 次 十 一  
期 及 翌 休 支 支 の 三 パ  
日 び 営 業 払 払 の 年 ー  
に 第 業 日 に 算 式 五 セ  
つ 十 日 に 算 式 五 月 十  
い 五 日 支 算 式 五 月 十  
て 号 に 払 算 式 五 月 十  
同 五 日 支 算 式 五 月 十  
じ 日 払 算 式 五 月 十  
。 以 算 式 五 月 十  
て 以 算 式 五 月 十